○東北地方整備局告示第百七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年五月十九日

東北地方整備局長　縄田　正

第１　起業者の名称　岩手県

第２　事業の種類　一般国道106号改築工事（宮古西道路・岩手県宮古市田鎖第７地割地内から同市根市第７地割地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　岩手県宮古市田鎖第１地割、第２地割、第７地割、第11地割及び第13地割並びに根市第２地割、第３地割、第７地割、第８地割及び第９地割地内

２　使用の部分　岩手県宮古市田鎖第１地割、第２地割、第11地割、第12地割及び第13地割並びに根市第２地割、第３地割、第７地割及び第８地割地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県宮古市松山第８地割地内の松山インターチェンジ（仮称）から同市根市第７地割地内の根市インターチェンジ（仮称）までの延長2,923mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道106号改築工事（宮古西道路）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道106号改築工事（宮古西道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路等の設置工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第３項の規定に基づく一般国道の改築工事であるとともに、起業者である岩手県は、本件事業について、道路法第74条の規定による認可を受けていることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道106号（以下「本路線」という。）は、岩手県宮古市を起点とし、盛岡

市に至る延長93.4㎞の幹線道路であり、本件区間は宮古市と盛岡市を結ぶ地域高規格道路として計画された一般国道106号（宮古盛岡横断道路）の一区間である。

本路線の起点である宮古市は、豊かな水産資源と天然の良港に恵まれていることから、沿岸には多くの漁港が立地し、豊かな漁場環境を活かした水産業が盛んであったが、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う大津波等（以下これらの災害を総称して「東日本大震災」という。）により、多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けた地域である。

本路線は、宮古市と岩手県内陸部に位置する盛岡市を連絡する道路であることから、地域住民の地域内交通に利用されているとともに、物流等による通過交通にも利用されているほか、東日本大震災により被災した宮古市の復興に必要な人的支援、物資、作業車両、資材等の供給における輸送路としても機能している重要な路線であり、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき岩手県防災会議が策定した岩手県地域防災計画において、第１次緊急輸送道路に指定されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める車線幅員を満たさない区間が連続し、交通事故が多発しており、安全かつ円滑な自動車交通の確保に支障をきたしている。また、現道は、道路構造、地形的な状況等を踏まえた事故防止の観点から、岩手県内における特殊通行規制区間に指定されており、規制基準に則った通行止めが行われるなど、地域の主要な幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が整備され、自然災害時等における現道の代替路が新たに確保されるなど、緊急輸送ネットワーク機能の向上が図られ、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。また、既に供用済み又は供用予定である本路線における道路改築事業（宮古盛岡横断道路）の他の区間と一体となって、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等による地域経済の活性化が図られるとともに、宮古市の早期復興に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続きにおいて、都市計画決定権者である岩手県知事が、岩手県環境影響評価条例（平成10年岩手県条例第42号）等に基づき、平成15年３月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、平成27年３月に任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動

物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるニホンカモシカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているコヤマコウモリ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているマークオサムシ等が確認されているが、ニホンカモシカ、コヤマコウモリ及びマークオサムシ等については、周辺に同様の生息環境が広く残されており、また、オオタカ、クマタカ及びハヤブサについては営巣が確認されていないことなどから、それぞれ影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が５箇所存在するが、このうち２箇所については、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る３箇所についても岩手県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成15年３月24日に都市計画決定された都市計画と、車線数等を除き、基本的内容について整合しているものである。なお、本体事業については、４車線の事業として都市計画決定されているところ、２車線の事業として施行するものであるが、施工期間、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事及び市道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は幅員狭小区間が連続し、交通事故も多発していることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、宮古市長を会長とする国道106号地域高規格道路整備促進期成同盟会等から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岩手県宮古市役所